

要件等チェックリスト（次世代育成支援部門）

要件に適合するものに○を記入してください。書類等で確認できない場合は対象となりません。

| 申請者 | 県確認 | 要件 | 添付書類 |
|-----|-----|--|--|
| | | 県内に活動拠点を置き、事業活動を行い、かつ常時雇用する労働者を有する企業、法人、団体である | ・企業パンフレット、公式HPをプリントアウトしたものなど業務内容、従業員数、設立年月日が分かるもの ※参考様式1（企業概要書）でも可 |
| | | 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ていること | ・労働局に提出した策定届の写し |
| | | いずれかに該当する ※更新時は不要 | |
| | | 5年以内において、男性14日以上、女性6か月以上の育児休業取得者の実績があり、かつ取得者が申請時に復職し、現に勤務していること ※分割取得の場合は合計した取得日数とする ※更新時は不要 【5年以内の実績】 ・男性（14日以上）…（ ）人 ・女性（6か月以上）…（ ）人 | ・育児休業取得者1名分の①及び② ①育児休業給付金支給決定通知書（被保険者通知用）全期間分、育児休業給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）全期間分又は健康保険・厚生年金保険育児休業取得者（終了）確認通知書 いずれかの写し ②育児休業期間中（直前直後含む）のタイムカードまたは出勤簿の写し ※①②がない場合、育児休業期間や復職等が確認できる書類、参考様式2又は参考様式3（出勤状況報告書）でも可 |
| | | 5年以内において育児休業の対象となる労働者がいない場合は、中学校卒業前の子又は孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度や看護休暇制度を利用した労働者がいること ※更新時は不要 | ・就業規則等の該当箇所の写し ・子や孫のために休暇制度を利用したことがわかるもの |
| | | いずれかの取組を行っている | |
| | | ⑦法を上回る育児休業制度の設置 例) 一定の事情の有無に関わらず、子が1歳を超えても取得できる など | ・就業規則等の該当箇所の写し |
| | | ⑧法を上回る看護休暇制度の設置 例) 小学校入学後も利用できる、年5日より日数が多い など | ・就業規則等の該当箇所の写し |
| | | ⑨法を上回る育児のための勤務時間の短縮等の制度の設置 例) 子が3歳以上でも短時間勤務制度を利用できる 例) 子が3歳未満の間、短時間勤務制度のほか始業終業時間の繰上げ繰下げ措置など複数の制度が設置されている など | ・就業規則等の該当箇所の写し |
| | | ⑩配偶者出産休暇や育児に関する目的で利用できる休暇制度の設置 | ・就業規則等の該当箇所の写し |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | ㊦不妊治療のための制度の設置 | ・就業規則等の該当箇所の写し |
| | | ㊧テレワークの導入 ※テレワークは、在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイル勤務など、ICTを活用した時間や場所にとらわれない働き方を指す。 | ・テレワーク勤務規定等の写し、社内に制度を周知した通知の写しなどテレワークを導入していることがわかるもの |
| | | ㊨半日又は時間単位で使用できる年次有給休暇制度の設置 | ・就業規則等の該当箇所の写し |
| | | ㊩県が次世代育成支援のために実施する事業への取組 | ・別途県が定める事業への取組がわかるもの |
| | | ㊪その他次世代育成支援に関する取組で効果があがっているもの () | ・取組内容と効果がわかるもの |
| | | ★関係法令に沿った就業規則又は労働協約を規定している ※更新時は、前回認証時に確認したものは提出不要 | ・高知県ワークライフバランス推進アドバイザーによる審査を受けたうえで、就業規則及び諸規定の届出日、施行日が分かる <u>箇所</u> の写し又は労働協約の締結日が分かる <u>箇所</u> の写しを添付 ※前記審査を提出前に受けない場合は、就業規則及び諸規定の写し（労働基準監督署の受理印のあるもの）又は労働協約の写しを添付 |
| | | ★県税の滞納がない | ・県税の完納証明書（法人二税及び地方法人特別税、自動車税等で滞納がないことを一括して証明するもの） ※申請日から3か月以内に発行されたもの（写し可） |
| | | ★高知県暴力団排除条例関係（要綱第4条第7項第3号） | ・別紙4（暴力団排除に関する誓約書） ・別紙5（役員名簿） |

※くろみん等認定企業は、基準適合一般事業主認定通知書又は基準適合認定一般事業主認定通知書の写しを添付することにより
★マークのついたもの以外の書類の添付は省略することができる